

4. 高血圧専門医制度受験資格および申請書類についての細則

I. 受験資格

第1項（医師免許）

日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および見識を備えていること。

第2項（会員歴）

申請時において日本高血圧学会（以下、高血圧学会）の会員であり、通算3期（3年分）以上の会費を納入していること。

※会費免除の場合は納入したものとみなす。

※2026年受験者は特例措置として、2025年4月30日までに高血圧学会へ入会手続きをした場合、第2項を満たすこととする。

第3項（内科資格）

日本内科学会（以下、内科学会）認定内科医資格または日本専門医機構（以下、機構）認定内科専門医資格を有していること。

※第4項の1)の場合は内科専門医研修期間3年修了後、内科専門医取得見込みも含む。

第4項（研修施設での勤務実績）

常勤として以下に定める勤務実績（註1・註2・註3）を持つこと。

1) 高血圧学会認定研修施設で高血圧指導医の指導の下で研修した場合は、内科学会認定内科医資格を取得後または機構認定内科専門医研修開始後、3年以上。

※高血圧学会認定研修施設での研修期間が1年以上3年未満の場合には、研修した高血圧学会認定研修施設の高血圧指導医の研修達成度の確認があれば、単位サポート申請書類（第5項の3）を提出し、達成されれば受験資格を得ることが可能。

2) 高血圧学会認定研修施設以外で研修した場合、または高血圧学会認定研修施設であるものの高血圧指導医の指導の下で研修していない場合、

2-1) 2018年以前の旧専門医制度（以下、旧制度）において内科学会が認定した認定内科医を取得していて、旧制度での学会認定専門医制度での他学会認定専門医資格を有している者は、研修期間は不問とする。

2-2) 機構が認定した循環器専門医、腎臓専門医、内分泌代謝・糖尿病専門医（または内分

泌代謝科（内科）専門医）、老年科専門医（以下、関連サブスペ専門医）の研修履修者は、内科専門医研修期間を含めて合計4年以上。

2-3) 2-2)以外のサブスペシャリティ（以下、サブスペ）専門医（機構認定サブスペ専門医制度、および機構の制度によらないその他の学会認定専門医）の研修履修者は、内科専門医の研修期間を含めて合計5年以上。

（註1）大学の非常勤医員の場合は社会保険等の適応範囲での勤務とする。また、大学院生の場合は所属が大学であることが証明できること。

（註2）週4日以上勤務していることを基準とし、週3日の勤務は3/4の期間として、週2日の勤務は1/2の期間として計算し、合計3年以上の臨床経験がある事を証明する施設長、又は教育責任者による研修終了証明書が必要である。

（註3）妊娠・出産・育児・傷病・介護などによる休職者は、研修期間中（3年間の研修につき）最大6ヶ月（分割取得可）の休職期間を研修期間として許容する。

第5項（カリキュラム・研修達成度評価）

第5項の1（カリキュラムの単位の修了）

1) 高血圧専門医研修カリキュラム（令和6年改訂版）で定める166単位を全て修了していること。

2) 第4項の1)の場合は高血圧指導医が認める場合、研修カリキュラムをすべて終了していると認定する。

3) 高血圧学会認定研修施設以外で研修した場合、または高血圧学会認定研修施設であるものの高血圧指導医の指導の下で研修していない場合、

3-1) 第4項2-2)の関連サブスペ専門医の研修カリキュラムとして、日本循環器学会・日本腎臓学会・日本内分泌学会/日本糖尿病学会・日本老年医学会の各研修施設において修了した項目（令和6年改訂版高血圧専門医研修カリキュラムに具体的に表示されている項目）の単位数については、高血圧専門医カリキュラムでも修了したものと認定する。旧制度での上記のサブスペ専門医に該当する専門医資格を取得している場合も、これを適用する。

3-2) 研修施設において修得した単位が、研修カリキュラムに定める166単位に満たない場合、不足する単位（例えば妊娠高血圧、小児高血圧など）については、(i) 細則が定める日本高血圧学会総会、高血圧フォーラム等における教育講演・シンポジウムなどの受講、(ii) 症例検討セッション参加、(iii) eラーニング受講により修得することが出来る。（第5項の3参照）

第 5 項の 2 (研修達成度評価)

- 4) 高血圧学会認定研修施設においては、高血圧指導医が各項目の研修達成度を確認して、適切と認めた場合に「研修達成度評価表」に署名（自著）または捺印する。
- 5) 高血圧学会認定研修施設ではないものの、内科専門医およびサブスペ専門医の研修施設においては、各項目の研修達成度を確認できる教育責任者（指導医、部長/科長、教授、院長など）が、適切と認めた場合に「研修達成度評価表」に署名（自著）または捺印する。
- 6) 開業医など研修施設の教育責任者による研修達成度の確認が困難な場合には、高血圧専門医資格(名誉専門医を含む)をもつ高血圧学会の評議員または名誉・功労会員が研修達成度を確認して、適切と認めた場合に「研修達成度評価表」に署名（自著）または捺印してこれに代えることができる。

第 5 項の 3 (単位サポート申請)

- 7) 5),6)による研修達成度評価を受けた場合、試験前年の 5-6 月に単位サポート申請書類を提出する。
- 8) 提出された単位サポート申請書類は、資格・施設認定、カリキュラム小委員会で評価を行い、不足単位に関する受講項目を指示する(第 5 項の 1、3-2)参照)。指示された単位サポート申請者は受験申請用書類提出までに不足単位を充足する。

第 6 項 (診療実績)

受持ち医または主治医として診療に関わった入院患者あるいは外来患者の診療実績を有すること。(詳細は別規程「高血圧学会認定専門医申請時の診療実績」に示す。)

第 7 項 (業績)

高血圧学会総会における発表または高血圧に関する症例報告を含む論文（うち 1 件は筆頭演者または筆頭著者）、あるいは高血圧学会総会または高血圧フォーラムのシンポジウム、教育講演あるいは症例検討セッションの参加レポート提出のいずれか計 2 件あること。参加レポートはなるべく現地参加が望ましいが、Web 参加でも可とする。(現地参加では会場で発行した参加証明書の提出、Web 参加では視聴ログの確認を行う。)

第 8 項 (学会出席)

申請時過去 5 年間に高血圧学会総会に 1 回以上、もしくは臨床高血圧フォーラムまたは高

血圧フォーラムに2回以上の出席があること。

第9項（家庭血圧測定）

高血圧患者のみならず国民のより良い血圧管理のために、家庭血圧測定の重要性を認識し、その実践と普及に努める。

第10項（禁煙）

喫煙が高血圧の原因となりえること、高血圧を原因としておこる心血管病の危険因子であることを認識し喫煙者は自ら禁煙し且つ禁煙の啓発に努めること。

※喫煙には加熱式たばこなど新型たばこ使用も含める

第11項（書類）

申請に必要な以下の書類を提出すること。

II. 受験申請

(以下略)